

議案第 2 号

平成 20 年度における社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事業計画〔案〕を次のとおり策定したので、承認を求める。

平成 20 年度事業計画（案）

第 1 はじめに

当法人は、設立 9 年目を会員 4,389 名で迎えることができた。これは、全国会員そして役員の皆様が後見執務や会務に日々弛まない努力をされ、その活動を通して未入会司法書士へ「成年後見制度による高齢者・障害者等の権利擁護の重要性」と「リーガルサポートの魅力」を身をもって示していただいているお陰である。そして、当法人に設立以来変わらずご理解とご支援をいただいている日本司法書士会連合会（以下「日司連」という）はじめ各単位司法書士会の力に負うところも大きいものがあることは言うまでもない。ここであらためて感謝申し上げる次第である。

< 増加する申立件数 >

さて、まだ平成 19 年度の最高裁判所事務総局家庭局統計資料は公表されていないが、平成 18 年度の同統計資料によれば、同年度の成年後見関係事件の申立件数は合計 32,629 件（前年度 21,114 件）と対前年度比 55% 増となり、年々徐々にではあるが増加する傾向にある。各会員の受任状況等から推測すると平成 19 年度も同様の申立状況ではなかったかと考えている。

しかし、我が国に先行し 1992 年に「成年者世話法」を施行したドイツ連邦共和国（人口 8,200 万人）では、世話利用者が約 120 万人となっているのに比し、我が国の平成 12 年度から 18 年度までに選任された成年後見人等の累計は、116,672 人と少なく、任意後見契約締結の登記件数の累計もようやく 20,548 件となったところである。制度利用予備軍は 100 万人を優に超えると考えられるところから、今後も利用者の増加傾向が続くことは間違いないであろう。

< リーガルサポートの魅力 >

そこで注目すべきは、親族以外の第三者が成年後見人等に選任された数が、全体の約 17%（前年度 23%）とこれも実数で増加し、その中で司法書士が最多の 1,964 件（前年度 1,428 件）で選任されている点である。

このように司法書士が専門家後見人として高い評価を受けていることの理由は何であろう。まず第 1 に挙げられるのは、当法人の「研修制度」と「執務支援制度」に支えられ築き上げられてきた質の高い後見事務への信頼と安心であろう。今後も安定、継続した質の高い後見事務を提供していかなければならない。

第 2 に、各支部において築いてきた家庭裁判所、行政機関、福祉・医療・施設等関係者との連携の深まりであろう。今後は、地域包括支援センターからの権利擁護相談や高齢者虐待防止ネットワークへの参画、各種講師派遣等をはじめ様々な形で連携のより有機的な繋ぎ手として重要な役割を果たすことが期待されるものと考ええる。

第 3 に、「成年後見制度の普及」「社会的インフラの整備」「後見人の執務のあり方」を検討、実施し、改善提言の公表、シンポジウムの開催等、公益法人として数多くの事業を展開してきたことも大きな信頼を得てきた一つと考える。今後、国民が利用しやすい成年後見制度として進

展させるためにも、また、当法人の公益法人改革を確実なものにするためにも公益事業への積極的な取り組みは重要である。

< 公益法人改革に向けて >

以上を踏まえて新年度は、これまでの公益法人としての活動等をさらに積み重ね公益法人改革への対応を確実なものにしていくとともに、「時宜に適った体系化された研修制度」「執務支援制度」に工夫を重ね、各種ネットワークにおいて有機的な繋ぎ手としての立場を自覚しながら、「リーガルサポートの魅力」がより一層増すよう努力していく決意である。

第2 重点目標

1. 研修及び執務支援の充実

設立以来当法人の2本柱である「研修」と「執務支援」は、後見人を養成・推薦し指導を行う当法人にとって重要な要素である。また、会員からは、実際の後見執務の他に「更新研修の受講」と「報告書の提出」に振り向ける時間は最少で負担の少ないものとならないか、との意見もあり、そのバランスを考慮し議論を重ねてきたところである。昨年度実施した「事件報告のあり方のアンケート」結果等をもとに執務支援に有効な報告様式の検討を進めるとともに、支部の執務支援委員会による報告書提出の徹底、執務支援の支部委譲の拡大を進めていきたい。さらに業務相談委員会による相談事例・苦情事例への対応、整理を通して「よくある相談と回答」等相談・苦情事例の提供をしていく。

研修については、規定等の改正の検討を行っていきたい。また、倫理研修は各支部においても事例を取り入れて重点的にお願いしたい。さらに、被後見人・親族等から会員や事務局が受ける業務妨害等への対応研修も実施したい。

2. 入会促進と名簿登載促進

専門職後見人の需要が高まっており当法人としては会員数5,000名を目標に掲げ、新人司法書士に対し、日司連の中央新人研修・各ブロック研修・各司法書士会研修に成年後見制度に関する項目を入れてもらうよう働きかける。また、今後、家庭裁判所より推薦要請が増加することが予想されることから後見人等候補者名簿への登載会員が当法人会員の60%という現状を改善しなければならない。

3. 公益法人制度改革への対応

公益法人改革関連法は平成20年12月1日に施行される。当法人としては「公益社団法人」を目指し、会員より広くご意見をいただきながら、組織・財政全般にわたる検討を行い、平成21年度通常総会において定款・諸規則の変更案を提案すべく「改革対応委員会」を中心に精力的に取り組む。

4. 支部本部間の情報交換の活発化と支部活動支援

当法人にとって会員の活動は活力の源泉であり、その会員と直接関わる支部と法人運営全般を担う本部とが情報の交流を積極的に行い共有化することで一丸となった効果的な活動展開が可能となる。

支部で行うメニュー事業への助成

ブロック会議・・・支部運営、会員執務支援等の協議会を通して支部における運営等の活性化を図る。

支部本部連絡会議・・・本部と支部が当面する課題につき意見情報を交換することで問題点や情報の共有化を図る。

支部への情報発信・・会員通信の毎月1回発信、支部長間メールの活用

5．日本司法書士会連合会との連携

昨年度は、「成年後見相談会」「任意後見制度改善シンポジウム」「高齢者虐待防止シンポジウム」を共催する等成年後見制度に対し共通の視点に立った活動ができた。今年度も定期的な協議会を持ち、共催事業の実施も検討していく。

6．高齢者虐待防止・養護者支援活動への対応

昨年度「高齢者虐待防止シンポジウム」を開催し各関係者等からのご意見・情報を得た結果、その具体的対応の態勢づくりが急がれる、との認識を持った。新年度は、「高齢者虐待防止委員会」を新設し、当法人としての具体的対応を検討する。

設置3年目を迎える地域包括支援センターの「総合相談・権利擁護」業務が本格的に前進すると考えられるところから、各司法書士会と協力して、市町村(都道府県を含む)に対し、地域包括支援センターの「権利擁護研修会」等への講師派遣、「運営協議会」「地域包括ケア会議」「高齢者虐待防止ネットワーク」等への組織員派遣の支援協力の実施を検討していく。

7．あるべき「市民後見人」の養成に向けた提言や市町村等との連携

成年後見制度施行後7年間で選任された成年後見人等は約12万人であり、このうち第三者成年後見人等の割合は平成18年度で17%である。一方、厚生労働省の推計によれば平成17年度の認知症高齢者数は、約170万人。平成18年度「障害者白書」によれば知的障害者は、約46万人、精神障害者は、約258万人であり、この三者合計約474万人。これら全員に成年後見人等が必要だとして試算するとその17%にあたる約80万人の第三者成年後見人が必要になる。

これに対して専門職後見人である司法書士(当法人会員4,389名)弁護士(候補者登録数約3,000名)社会福祉士(ばあとなあ名簿登録者数約2,600名)の候補者合計は約1万名と、一人で複数事案を受任したとしても明らかに不足しており、地域によっては、今でさえ家庭裁判所からの推薦要請に応えきれない事態に直面しているところもある。このような状況を受け、東京都をはじめいくつかの地方自治体で市民後見人の養成を検討、実施している。当法人は、平成17年度に検討し公表した「成年後見制度改善に向けての提言」の中で、国・地方公共団体・社会福祉協議会の責任において「市民後見人」の養成・供給を行うべきである、との主張をしている。

今年度は、あるべき「市民後見人」の養成に向けた提言や市町村等との連携を進める。

第3 具体的事業計画

当法人は、高齢者、障害者等の自己決定に基づいた安心な日常生活を支援することによって、高齢者、障害者等の権利の擁護と福祉の増進に寄与することを目的としている。

平成20年度においても、前年度までに引き続き、本人の権利擁護と福祉の増進、ひいては成年後見制度の普及と健全な発展という目的を達するために、以下の区分による具体的な事業を支部とも連携協力しながら行うこととする。

- 1．権利擁護の担い手である会員の執務支援に関する事業
- 2．組織運営に関する事業
- 3．成年後見制度の普及に関する事業
- 4．成年後見制度にかかる社会的インフラの整備に関する事業
- 5．後見人の執務のあり方に関する事業

1. 権利擁護の担い手である会員の執務支援に関する事業

(1) 会員執務の支援及び管理

業務報告書の調査方法の確立

支部に執務管理事務を委譲した7支部と東京支部を除く41支部の報告書(平成20年3月末時点で約3,800件)につき、執務管理委員会の19名の委員によりおおむね3ヶ月に2回のペースで調査を行なっている。しかし、3ヶ月毎に支部より新たな報告書が提出されるため、報告書全体の調査状況の把握が不十分であったため、報告書調査に関する全体の完了状況が把握可能な業務報告書受付管理簿の新様式の作成を行ない、執務管理委員会による報告書の調査状況を適格に把握する。

報告書による会員に対する支援・指導システムの確立

ア 業務報告書の記載に関する会員に対する研修及び支援

新様式の報告書において、会員支援を目的として「支部への相談事項や支援要請事項」に関する記載欄を設けたが十分に活用されていないように思われる。使い勝手が悪いようであれば「支部への相談事項や支援要請事項」に関する記載欄の使用方法を変更する。会員からの相談や支援に対し一定の対応ができていない支部が対応に苦慮した場合は、「業務相談委員会」を窓口とする支援体制を確立する。一方、会員からの相談や支援に対する体制が十分でない支部の会員に対しては、会員が直接本部に対し相談や支援を要請できる体制を検討するとともに、報告書の記載に関する研修会を行なう。

イ 執務管理に関する支部に対する支援

会員が相談事項や支援要請事項を記載している場合には、支部は支援や回答を適切に行なう必要があり、支部で十分な対応ができない場合は、通常の業務報告書の送付と区別して、できるだけ速く本部へ支援や協力の要請をして頂きたい。支部における執務管理事務に関するアンケートにより、執務管理に関する事務体制が十分にできていないと思われる20ほどの支部に対する支援を適格に行なう。

「業務報告書の保管委託・執務管理事務の支部に対する委譲」を決定した支部に対する執務管理事務の実施状況等の調査

平成19年3月末に執務管理事務の委譲を決定した熊本、岡山、ながの、群馬の4支部に対する執務管理事務の実施状況等を調査するとともに、業務報告書受付管理簿による報告書提出状況や定率会費の納付状況が事件毎に適切に管理できているか否かを確認する。

業務報告書の保管委託・執務管理事務の支部に対する委譲の実施・拡大

会員の受託事件内容につき管理簿による管理を開始しており、執務支援、管理・指導を担う委員会等が設置済みで、既に会員に対して一定の執務支援等の実績があり希望する支部に対しては、今後も業務報告書の保管委託と執務管理事務の委譲を行う。

将来における業務報告書のあり方並びに業務報告書の管理・調査方法等に関する検討

前年度に実施したアンケート結果を参考にし、将来における業務報告書のあり方や業務報告書の提出頻度や提出方法並びに業務報告書の管理・調査方法等に関し支部及びブロック等との協議を含め検討する。なお、必要な場合には報告書の記載内容の変更を含め検討する。

後見事務遂行に関する情報提供並びに後見事務や倫理等に関する研修会に対する講師派遣

執務管理委員会等において不適切であると考えられる後見事務事例や会員からの相談等で重要な事項と判断した事例等を使用する等し、支部が実施する研修会に対し積極的に講

師を派遣する。

後見事務の遂行に関して支部等から寄せられる相談への対応

ア 会員執務支援を充実させる体制整備の一環として、業務相談委員会において問題事例又は対処困難事例等の相談に応ずる。具体的には、会員が日々の後見業務を行う中で判断、対応又は処理に迷う事案のうち、当該事案を直接に担当している会員はもちろんのこと、その会員の所属支部においても、判断、対応若しくは処理に迷い、暫定的な取扱いを継続している案件、又はすぐには結論を出すことができずにやむを得ず保留扱いとしている事案など、いわば、支部又は会員の手元に溜まってしまっている問題事案・困難事案その他の検討を要する事案について、支部を通して照会をしていただいたうえ、業務相談委員会において必要な整理・検討をしたうえで、一応の結論又は方向性を出す作業を行う。

イ 相談事例及び苦情事例の集積並びにその情報の会員に対する提供

業務相談委員会に回付された事案のほか、執務管理委員会及び法人後見委員会が今までに蓄積してきた監督・指導上のポイント及び問題解決の指針又はノウハウ等を集積し、できれば、一定の整理をしたうえで、成年後見業務FAQ（よくある質問と回答）のようなものを作成し、その情報を会員通信又はホームページ上で随時提供をしていきたい。

ウ 業務審査委員会への提出資料の整理及び検討

(2) 法人後見、法人後見監督への対応

超高齢化社会が進み、後見制度の認知度が高まるにつれ個人後見と共に、法人後見の需要も今後拡大することが予想される。当法人の法人後見執務がその先導役であるとの自負から、法人後見体制のさらなる確立が必要である。法定後見、任意後見共に一定の限定的条件の下で受託せざるを得ない現在の法人後見体制を認識した上で、研究を積み重ねることにより、さらなる進化を目指す。

今年度の受託方針

法定後見は、暴力等困難事案に限定受託し、法人後見の特徴を生かす。

任意後見では、現在、安定した身上監護が見込まれる施設入所者を限定した受託となっているが、在宅者も含め、より広範囲に受託できるよう、社会の需要に応えるべく受託体制や契約内容を検討研究する。法定後見、任意後見共に、さらなる法人後見体制を強化することによりスムーズな法人後見執務を目指し、依頼者の権利擁護に努める。

具体的な今年度の施策は以下のとおり。

(3) 法人後見システムの確立

支部法人体制の確認・・・事務担当社員の監督機能、本部との連絡体制など支部法人後見委員会の体制を検証し、充実した信頼される本部支部関係を構築する。

法人後見執行支部及び法人後見可能な支部からは、本部法人後見委員会に委員の選出を要請し、本部と支部の連絡強化、情報の共有化を進める。

重要意思決定機能の支部委譲体制の検証・・・1年間の試行期間終了後は問題点、改善点等を抽出、検討し、支部委譲体制の改善、充実を目指す。

法人後見マニュアルを周知徹底させ、運用面での改善を図る。

受託情報の統計、管理、データベース化を進め、これら情報の迅速な取出し、利用促進システムを構築する。

本部の指導監督機能の強化・・・「定期報告書提出状況調査書」を作成・検討し、定期報告書の長期末提出をチェック・予防し、問題点の早期発見迅速対応に努める。

(4) 本部・支部間の意思疎通を基礎とする関係強化

本部・支部合同会議の開催・・・問題ある個別案件について適宜合同会議を開催し、本部支部間で協力して問題点の解決を目指す。

法人後見業務執行支部からの本部委員派遣必須制の導入。

法人後見ハンドブックの改良・・・プロジェクトチームを選抜し細部にわたって検討し改良していく。

法人後見監督ハンドブックの導入・・・法定後見、任意後見に続き、後見監督ハンドブックの作成を検討する。

(5) 個人情報保護システムの整備

当法人が事業を実施する上で取り扱う個人情報の保護に関する具体的手順を示した「個人情報保護運用マニュアル」(平成18年6月策定)に基づき、費用対効果も勘案しつつ、より高度なセキュリティ対策を含む個人情報保護システムを整備する。

(6) 研修等バックアップ体制の充実

共通補助教材の作成等

「法定後見ハンドブック(改訂版)」の配布、「任意後見ハンドブック」の見直しと「後見監督ハンドブック」の検討。

研修に関する規定等の検討

「研修規程」「研修実施要綱」「後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程」の改訂に向けての会員意見の収集と検討。

支部研修等に対するバックアップ体制の充実

ブロック研修および本部主催(若しくは支部との共催)研修会の開催。

(7) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

三菱UFJ信託銀行が受託運営する「公益信託 成年後見助成基金」の募集、申請受付の事務作業に協力するとともに、助成基金に対する寄付の呼びかけを行う。

(8) 業務審査委員会

本委員会の設置の目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非の審査を中心として、成年後見実務上の問題に関する検討及び会員へのアドバイス等を随時協議していくこととする。本委員会については、定期的に会議を開催する。

2. 組織運営に関する事業

(1) 公益法人の認定に向けた組織財政整備の検討

当法人としては「公益社団法人」を目指し、定款・諸規則の変更案の策定、公益法人への移行に際し、障害となると考えられる組織・財政全般にわたる問題点の洗い出し及び内閣府等に事前の相談を行う。

(2) 支部本部間の情報交換の活発化と支部活動支援

当法人は、平成11年12月設立以来9年目に入るが、各支部のおかれている状況には各地域における成年後見制度の普及度、各自治体の取組みの温度差等様々な違いが見受けられる。また「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等の法律」等の施行によって、これまで以上に当法人に対して、権利擁護への積極的な取組みが期待されてもいる。

今後もこれまで同様、会員・支部・ブロック・本部が一丸となって当法人の目的である「高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与する」ことに邁進することが必要である。

一方、会員と直接関わる支部と法人運営全般を統括する本部とで共有化し効果を増すような情報の交流の活性化を図る必要がある。

本年度は、これまでのメニュー事業「親族向け成年後見人養成講座」「遺言と成年後見制度に関する説明会」に加えて、「成年後見制度の普及にかかる支部独自の事業」に対し

ても助成をすることとしたが、これらの活動が、単なる成年後見活動の普及にとどまらず、地域でのネットワーク作りの一助になっている現状を踏まえ、それらの情報を整理し、ブロック会議等を通じて提供する。

「ブロック会議」

会員執務支援、相談、成年後見人等の推薦をはじめとする日常業務の他、地域包括支援センター、法テラス等への対応、各地の高齢者虐待防止ネットワークへの参加等、支部に期待される役割は大きくなっている。昨年度同様、ブロック単位で支部担当者による支部運営、会員執務の支援等に関する協議会を開催していただき各支部における運営等の活性化を図る。

「支部本部連絡会議」

例年同様、ブロックごとに本部と支部とが当面する課題等につき意見・情報を交換することで問題点や情報の共有化を図る。また、日頃各支部から本部へ委員等として出向している会員からも各支部・ブロック等へ本部の情報を伝達する役割を担ってもらうことで支部活動の活性化と効率的な組織運営に役立つようにする。

支部への情報発信

毎月定期的に「会員通信」の発信を行う。また、本部から支部への情報発信については、支部長及び支部事務局へメールで一括送信をするとともに、支部から本部への照会事項等で各支部共通の事項については、適時、各支部へ同様な方法で伝達をすることにする。

(3) インターネットホームページの管理等

対外広報手段としてのホームページの維持管理に努めるとともに、利用者にとってより見やすい内容のデザイン変更を行う。

(4) 会員通信の発行、月報司法書士等への投稿

定期発行しているリーガルサポートニュース「会員通信」へ掲載する情報収集と、本部、支部、会員間の情報の共有化に努めたい。また、当法人の活動や各種情報を伝達する手段として日司連発行の「月報司法書士」等への投稿を継続して行う。

(5) 会員管理と事務局体制の充実

事務局の運営及び事務局体制の充実

平成20年4月1日現在における当法人の会員数は司法書士正会員4,369名、司法書士法人会員20法人である。事業規模の拡大に伴う事務量の増大に対応するため、事務局運営の効率化、スリム化を更に促進する。また、事務局体制の整備・充実を図る。

本部支部間の連絡体制の強化

支部本部連絡会議の開催などを通して、本・支部の活動状況、会員執務における課題等に関する情報を共有し、本部と支部の連携、連絡体制の強化に努める。

正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

成年後見制度の利用が年間3万件を突破するなど制度普及に拍車がかかる中、権利擁護の担い手たる後見人の不足が指摘されている。当法人では、成年後見制度の積極的な活用を促しつつ、その受け皿として専門職後見人を多数供給しているが、今後、家庭裁判所等からの推薦要請に十分応えられない事態ともなれば、当法人の存在意義そのものが問われかねない。日司連、各単位会の協力を得て、研修機会などを捉え正会員の入会促進と後見人等候補者名簿への登載を強力に推進する。

賛助会員及び寄付金の募集

当法人が展開する高齢者・障害者の暮らしや財産管理を支える成年後見制度の普及に関する事業等の趣旨に賛同する賛助会員を募って財政面の支援を求める。同時に、賛助会員の入会条件、審査の要否等について、今後の定款等の見直し作業の中で検討してい

く。また、当法人の財政基盤強化のため、関係者との利益相反関係に十分配慮し、寄付金の募集を行う。

定款、諸規則・諸規程の整備

当法人の組織基盤強化並びに公益法人改革への対応のため、総務委員会、改革対応委員会及び財務委員会が一致協力して、定款・規則・規程・基準等の抜本的見直し作業を進める。

各種名簿の管理

会員名簿・後見人等候補者名簿その他当法人が備える名簿を管理し、後見人等候補者名簿の登載者に対し、登載証明書の発行事務等を行う。

包括補償保険制度の検討

現行の包括補償保険制度の課題、特に身元信用保険における被保証人の範囲及び保障額等に関する問題点を洗い出し、保険内容の変更等も含めた見直し作業を行う。また、後見事務の遂行中に後見人等自身が受傷等した場合を補償する損害保険導入を要否、任意後見受任者の死亡による再契約をカバーする新保険商品の開発の可否等について引き続き検討していく。

本部支部の統一的会計処理体制の確立

インターネットを利用した会計処理システムの完全実施により、今後は各支部において本システムの100パーセント実質稼働を目標に、外部委託による出張指導の可能性も含め、各支部に対してきめ細かい援助を行う。これにより各支部における予算執行状況の正確な把握と、中間決算、最終決算時にタイムリーな会計執行状況に関する検討を加え、各支部の会計処理に対して協力、支援を実施する。

効果的財務体制の確立

急速に加速すると思われる公益法人制度における公益性の認定基準に関する動向を踏まえ、公益法人改革対応委員会とも連携しながら、公益性の高い健全な財務会計体制をめざす。今後は、今まで以上に情報公開と法令遵守、組織整備を求められることを強く認識し、特に会計処理に関する本部と全国の各支部との共通認識を高めるための方策を検討、実施する。なお今年度も支部の繰越金、支部会費収入、支部事業費収入、寄付金収入等については継続的に注視し、適宜検討を加える。また昨年各支部にお願いした「公益法人改革のための支部への財務照会書」も含め各支部の会計処理に関する問題点を抽出し検討する。

(6) 紛議調査委員会

近年、会員の後見事務をめぐる苦情件数は増加傾向にある。会員間あるいは会員と依頼人等の間で生じた紛議については、理事長からの付託により、紛議調査委員会が事実関係の調査にあたるのと同時に、その結果を理事会へ報告する。

3. 成年後見制度の普及に関する事業

(1) 全国一斉無料成年後見相談会

毎年、全国50支部で開催している全国一斉無料成年後見相談会を今年も各地の実情に併せて開催する。昨年度と同様に本年度も日司連と共催し9月の敬老の日に実施する予定である。

(2) 小冊子等の発刊・増刷

市民向けに作成した組織紹介版、任意後見版に続き、今年度は法定後見版の三つ折りリーフレットの作成、親族向け小冊子を発刊するとともに、必要に応じ任意後見版の増刷を行う。

(3) 書籍等の発刊

「成年後見教室」の発刊

懸案となっている「成年後見教室」を新企画に改め「成年後見教室・実務実践編」(仮称)「成年後見教室・課題検討編」(仮称)とし、今年度中に発刊する。

(4) 成年後見制度普及フォーラムの実施

当法人、NHK厚生文化事業団主催によるNHKハート・フォーラム「あなたの頼れる味方～成年後見」を、本年7月に静岡において開催予定である。

4. 成年後見制度にかかる社会的インフラの整備に関する事業

(1) 「親族向け成年後見人養成講座」の開催

今年度も支部メニュー事業として「親族向け成年後見人養成講座」を実施する。親族後見人に対する後見事務のノウハウの提供は、家庭裁判所からも期待されているところであり、また、制度広報のツールとしても非常に有益であるとの評価を得ているので、各支部においては積極的に開催していただきたい。なお、「養成講座テキスト」については、司法書士にとっても判りやすいとの声も多いので、「親族向け成年後見人養成講座」以外でも活用できるように販売したい。新入会員の研修に、福祉関係者、金融機関担当者等の後見制度に関する研修にぜひ利用していただきたい。

(2) 「遺言と成年後見制度に関する説明会」の開催

今年度も支部メニュー事業として「遺言と成年後見制度に関する説明会」を実施する。一般市民にとって遺言の話は非常に関心の高いテーマであり、成年後見になじみのない方でも遺言と関連して説明することにより、制度理解が深まるという利点がある。各支部においても積極的に開催していただきたい。なお、この説明会は、対外的広報活動の視点からは行政機関や関係団体、及びマスコミ等への情報提供を積極的に行うものであり、当法人並びに成年後見制度の利用促進に繋げていく成年後見出前講座の性格を多分に含むものと言える。

(3) 成年後見制度の普及にかかる支部独自の事業の推進

今年度においても、支部メニュー事業として本部が掲げる「親族向け成年後見人養成講座」と「遺言と成年後見制度に関する説明会」の他に、支部が独自に企画する「成年後見制度普及のための事業」を追加することにした。例えば、小中学校での法教育、演劇や映画、落語等との組み合わせによる成年後見制度の普及事業など、学校、コミュニティセンター、公民館、生涯学習センター、そして地域包括支援センターなど、場所も手法も問わないアイデア事業に対する助成を行う。

(4) 「高齢者虐待防止委員会」の新設

昨年3月22日、日司連との共催で行った「高齢者虐待防止シンポジウム」において、各関係者等からのご意見・情報を得た(日司連月報6月号参照)。その中で当法人としても「高齢者虐待防止・養護者支援」へ具体的に対応する態勢づくりが急がれる、との認識を強くした。そこで、新年度は、第1回研究大会第1分科会「高齢者虐待防止・養護者支援法と成年後見」において議論をいただいたうえで「高齢者虐待防止委員会」を新設し、当法人としての具体的対応を検討する。

さらに設置3年目を迎える地域包括支援センターの「総合相談・権利擁護」業務が本格的に前進すると考えられるところから、各司法書士会と協力して、市町村(都道府県を含む)に対し、地域包括支援センターの「権利擁護研修会」等への講師派遣、「運営協議会」「地域包括ケア会議」「高齢者虐待防止ネットワーク」等への組織員派遣の支援協力の実施を検討していく。

(5) あるべき「市民後見人」の養成に向けた提言や市町村等との連携

今後必要とされる第三者成年後見人等の数に対して専門職後見人である司法書士、弁護

士、社会福祉士の候補者合計数は約1万名と明らかに不足して現状にある。

このような状況を受け、東京都をはじめいくつかの地方自治体で市民後見人の養成を検討、実施している。当法人は、平成17年度に検討し公表した「成年後見制度改善に向けての提言」の中で、国・地方公共団体・社会福祉協議会の責任において「市民後見人」の養成・供給を行うべきである、との姿勢を示した。そしてこれまで、当法人の複数支部では、地方自治体における「市民後見人」の養成に実際関わってきた経験がある。今年度は、それらの活動を検証するとともに、当法人が現在考えている「あるべき市民後見人像」とその養成・供給・監督態勢づくりに関する具体的提言を行い、その提言を各市町村等で実施に向け活用できるように連携を進めていく。

(6) 関係機関及び関係団体との交流、ネットワークづくりの推進

これまでに構築してきた各地の家庭裁判所や各機関、団体等との交流関係を一層深めるとともに、成年後見制度をとりまく諸課題の情報交換、検討協議会、各地の高齢者虐待防止ネットワーク等に積極的に関わっていくことにより、高齢者・障害者等の権利擁護をさらに推進する。

(7) 研修会等への講師派遣や情報交換、協議会の開催

社会福祉士会等各種団体や国自治体等からの研修講師等の派遣要請もあり、本部役員若しくは各支部に対して講師の派遣を要請しているところである。今後も、当該団体の特性を考慮し、地域からの要請には地域で、全国的な団体の要請には本部で応えるというスタンスで対応していく。なお、他の団体がおこなっている専門職成年後見人養成講座のテキスト及び問題の作成（一部）添削等も研修委員会のメンバーを中心に行っている。

5. 後見人の執務のあり方に関する事業

(1) 成年後見制度の改善検討等

「医療行為の同意検討委員会」

「医療行為の同意検討委員会」においては、これまで検討した具体的論点について、6月の研究大会においてその成果を発表し、会員の生の意見を聴取した上で関係専門職や学者との意見交換を行なっていきたいと考えている。

シンポジウムを企画

成年後見制度に関連する諸問題について時宜を得たシンポジウムを企画し開催することとしたい。

信託業法改正への対応

信託業法改正の状況を注視して外部からの委員派遣等に臨機応変に対応する。

(2) 日本成年後見法学会の活動支援

日本成年後見法学会に対しては、引き続き役員や委員を派遣するなどの支援の他、学会の活動状況をみながら柔軟に対応することにしたい。

(3) 「実践 成年後見」誌等の企画等

「実践 成年後見」は、成年後見やその周辺に関する情報をタイムリーに提供する総合実務書として、平成12年12月26日に第1号が発刊され、現在24号が発刊されている。その間、法律関係者、福祉関係者、行政のみならず、家庭裁判所においても必読書となっており、成年後見制度の充実・発展に寄与しているとの評価を受けている。

今年度においても、学者、司法書士、弁護士、社会福祉士からなる編集委員会へ編集委員を派遣して企画を上程し、企画・編集事業を行う。また、各ブロックに企画委員が選任されているが、現在、ブロック企画委員会が開催されていない状況なので、今年度は、ブロック（地域）の事例を多数集約するため、ブロック企画委員会を充実させたい。

事業 「実践 成年後見」第25～第28号を企画発行する。

組織・会議 ブロック企画委員会を年４回開催。全体企画委員会を年４回開催。
 編集委員会への企画委員派遣を年４回実施。

(4)「成年後見六法」の発行

「成年後見六法(2 0 1 0 年版)」発行に向けて、本年度は登載資料等の見直し作業を行う。